

相続税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 調書について、次の見直しを行うこととする。(第30条関係)
 - (1) 信託に関する受益者別(委託者別)調書に係る信託財産の価額の評価について、当該信託財産に属する財産のうち相続税法の規定により評価することが困難なものは、見積価額によることとする。
(注) 上記の改正は、令和5年1月1日以後に提出すべき事由が生ずる調書について適用する。
 - (2) 調書の記載事項を提供する際に提出することができる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)